

よくある質問と回答

支援全体

Q. 年度途中で所属部局が変更になりますが、引き続き支援してもらえますか？

A. 学内異動であれば可能です。ただし経費の振替等を行う必要があるため、異動が確定した時点で総務企画部総務課までお知らせください。

Q. 非常勤も対象ですか？

A. ベビーシッター利用料等補助については、非常勤職員であるポスドクや学生も対象としています。詳しくは公募要領をご確認ください。

Q. 男性教員が対象のプログラムはありますか？

A. 育児や介護と研究の両立を目的としたプログラム（研究支援要員、ベビーシッター利用料等補助）については、男性教員も対象です。

Q. TUMUG支援事業・都の都女性研究者エンパワーメント推進事業で採択された研究費とほかの経費を併用することは可能ですか？

A. 併用する予定の経費側で問題がなければ可能です。なお、TUMUG支援事業は総長裁量経費、都の都女性研究者エンパワーメント推進事業は、預かり補助金（平成28年度科学技術人材育成費補助金）によって運営しています。

1. 研究支援要員（A型・B型）

Q. 研究支援要員として学生を雇うことは可能ですか？

A. 学生を研究支援要員（A型・B型）として雇うことはできません。学生を採用したい場合には、「研究支援要員C型」をご利用ください。

Q. 文系の教員も対象ですか？

A. はい、対象です。本制度の対象は、文系・理系の区分ではなく、実験や機材の関係で時間、場所が拘束されやすく、研究者が子育てに専念している間も、研究支援要員の配置によって研究の継続が可能な分野を想定しています。

Q. 産休・育休中でも利用できますか？

A. できます。ただし、実際に休業中どのように研究支援要員に指示を出すかよく確認の上、ご応募ください。

Q. 研究支援要員として雇っている方が科研費に応募することは可能ですか？

A. 可能です。ただし、この制度は採択者の研究補助としての勤務に係る人件費を補助しているため、支援要員が自ら研究を行う等、想定以外の活動を行う場合には、人件費を別途措置し、エフォート管理等で調整をしてください。

(B型)

Q. 採択者が研究支援要員を選ぶことは可能ですか？

A. B型では研究支援要員を選ぶことはできません。総務企画部総務課で雇用し、各支援者へ派遣する形となるため、ご自身で研究支援要員を採用したい場合には、「研究支援要員A型」をご利用ください。

2. 研究支援要員 (C型)

3. ベビーシッター利用料等補助制度

Q. 延長保育や一時保育にも使えますか？

A. 使えます。ただし、学内の保育園（川内けやき保育園、星の子保育園、星の子ルーム）での利用は対象外となりますのでご注意ください。

Q. 子供が二人います。二人分申請できますか？

~~A. できません。本制度は一世帯につき一回の申請となります。~~

平成 28 年度第 2 回申請分より、対象となる子 1 人あたり上限 5 万円で申し込みできるようになりました。ただし、予算状況により減額になる場合があります。

Q. 子供を保育園ではなく幼稚園に預けたい。幼稚園閉園後の預かり保育についても補助の対象となりますか？

A. 保育園に預けているご家庭との公平性を保つため、一般的に保育園が開園している時間帯の預かり保育については本制度の対象外としています。

例) 9:00~14:00に開園している幼稚園に通う場合

- ・ 7:00~8:00の預かり保育・・・対象
- ・ 8:00~9:00の預かり保育・・・対象外
- ・ 14:00~19:00の預かり保育・・・対象外
- ・ 19:00~20:00の預かり保育・・・対象

※原則学内保育園である川内けやき保育園の開園時間（8:00~19:00）を基準としています。

Q. 子供タクシーによる学校から塾への送迎はできますか。

A. できません。塾は保育業務とはみなされません。

Q. 学振特別研究員は対象になるか。

A. 本学の女性研究者を支援しているため、雇用関係がない場合は、対象にはなりません。

4. リーダー研究支援要員

Q. 採択者が研究支援要員を選ぶことは可能ですか？

A. リーダー研究支援要員制度では研究支援要員を選ぶことはできません。

Q. 社会貢献を維持・促進するために、この制度を利用できるようになったのはなぜですか？

A. 全国的な男女共同参画推進に関する取組の影響で、女性研究者が国や地方自治体等の審議会や学会等の要職に就く機会が増えています。女性研究者は元々数が少ないこともあり、一人ひとりにかかる負担が大きくなっており、本来の研究時間を確保するためこのような制度を作りました。

5. スタートアップ研究費

Q. なぜ助手は対象ではないのですか？

A. 文部科学省では、「助教は自ら教育研究を行うことを主たる職務とする」「助手は教育研究の補助を主たる職務とする」と定めています。本制度は女性研究者のリーダー育成を目的としており、自ら研究を行うことを主たる職務としている助教以上を対象としています。

6. 研究スキルアップ経費

Q. 雇用されている財源が、運営費より外部資金の方が多いのですが応募できますか？

A. できます。複数の財源により雇用され、そのうち1割でも運営費で雇用されている場合は対象となります。

Q. 学会の年会費にも使えますか？

A. 原則使うことはできません。

Q. 論文校閲費には使えますか？

A. できません。H29年度より、使用できなくなりました。国際学術論文作成のための英文校閲費用補助制度をご利用ください。

Q. なぜ助手は対象ではないのですか？

A. 文部科学省では、「助教は自ら教育研究を行うことを主たる職務とする」「助手は教育研究の補助を主たる職務とする」と定めています。本制度は女性研究者のリーダー育成を目的としており、研究を主たる職務としている助教以上を対象としています。

Q. 外部資金での雇用を対象外にするのはなぜですか？

A. 外部資金で雇用されている方は、原則当該外部資金のプロジェクトに専念することが求められているため、総長裁量経費を財源とする本経費の対象とはしておりません。なお、雇用されている外部資金側のルールによって、本経費での研究活動も認められている（専念義務がない）等の場合には別途ご相談ください。

7. 「科学研究費助成事業」フォローアップ

Q. 申請時に使用していないものにも使えるか

A. できます。科研費で支払いができるものであれば、可能です。

Q. 推薦者のコメントの推薦者とは誰ですか。

A. 推薦者はどなたでもかまいませんが、所属講座の教授などです。

Q. 複数の応募も可能ですか。

A. 1人1件です。そのため、部局内の推薦順位も人に対する順位となります。

8. 国際学術論文作成のための英文校閲費用補助

Q. 期間内に校閲できなかった場合は利用できるのか。

A. 条件により異なります。H29年度より、

・対象期間から1か月以内で校閲が完了するもの→ できます。

各部局の総務担当係をとおして、総務企画部総務課総務係へご連絡ください。

ただし、その間は他の時期の英文校閲費用補助制度は申請できません。

第4四半期については、必ず期間内にご利用ください。

Q. 採択期間中にやむを得ず長期休暇に入ることになった場合に、校閲作業に部局内で代理を立てることはできますか？

A. できます。申請時にお知らせください。ただし、支援期間より以前から休暇に入る場合はできません。

Q. 同じ期間内に複数の申請はできますか。

A. できます。ただし、1人5万円が上限です。

Q. 何度も申請はできますか。

A. できます。ただし、予算状況によります。

9. サイエンス・エンジェル

Q. 留学生でも応募できますか？

A. できます。ただし出張セミナー等では、日本語で対応することが多いため、この点を勘案の上、ご応募ください。

10. 仙台 I ゾンタクラブ東北大学大学院女子学生海外渡航支援

Q. 学会に参加後、調査を行うため現地に残りたい。その場合支援してもらえますか？

A. 学会までの出張費の支援はできますが、調査後の出張費は支援できません。

11. ダイバーシティ研究環境実現のための部局等による取組支援プログラム

Q. 茶話会や、食事代に使用できますか。

A. できません。講師旅費や、諸謝金等にご使用ください。